

Topics | トピックス

- ◆ 健康保険、船員保険及び厚生年金保険の産前産後休業期間中の保険料免除等の取扱いについて
- ◆ 出生数は約3万人減少、死亡数は約7万人増加 ～2021年人口動態統計(確定数)の概況～
- ◆ 「公的年金シミュレーター」プログラムのオープンソース化に向けた運用実験の参加企業を募集
- ◆ 日本年金機構、電子申請受付時に申請データの写しを返却するサービスを開始
- ◆ 2022年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.7%

◆ 健康保険、船員保険及び厚生年金保険の産前産後休業期間中の保険料免除等の取扱いについて

厚生労働省は2022年9月13日、日本年金機構事業管理部門担当理事に宛てて、「年管発0913第1号」及び「保発0913第2号」により「健康保険、船員保険及び厚生年金保険の産前産後休業期間中の保険料免除等の取扱いについて」を通知した。

この取扱いについては、これまで2014年の同標題の事務取扱通知に基づいて取り扱われてきた。厚生労働省は、2022年10月1日から「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第129号)が施行されること等に伴い、施行後の事務の取扱いをあらためて通知し遺漏がないよう依頼した。

【制度の概要】

1. 産前産後休業期間中の保険料免除及び産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の設定について

産前産後休業(以下、産休)期間中の保険料は免除される。さらに、産休終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の平均(船員保険の場合は、産休を終了した日の翌日の報酬)を基準として標準報酬月額を設定することができる。

なお、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)第二条第一号に規定する育児休業等を行っている被保険者に対しては、別の制度として、「育児休業等期間中の保険料徴収の特例、育児休業等を終了した際の改定」が設けられている。

2. 産休の範囲について

(1) 健康保険・厚生年金保険の被保険者の場合

出産の日(出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、産前産後休業の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの間で、妊娠または出産に関する事由を理由として労務に従事しない期間を産休とする。なお、出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含む。

※健康保険法(大正11年法律第70号)第四十三条の三、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第二十三条の三による。

(2) 船員保険の被保険者の場合

妊娠中及び出産の日後56日までの間で、妊娠または出産に関する事由を理由として労務に従事しない期間を産休とする。なお、出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含む。

※船員保険法(昭和14年法律第73号)第十九条の二による。

【産休期間中の保険料免除の取扱いについて】

1. 保険料免除の申出について

産休期間中の保険料免除の申出については、事業主または船舶所有者が「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」または「船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書」を産休期間中または終了後の一定期間中(産休終了日から起算して1月以内)に日本年金機構または健康保険組合に提出する(電子申請により提出する場合を含む)。

産休終了日から一定期間を経過した後(産休終了日から起算して1月を経過した日後)に申出書を提出する場合は、理由書等(必要に応じて当該書類等を補完する資料)を添付することが必要となる。

2. 保険料の免除期間について

保険料の免除期間については、産休を開始した日の属する月から産休終了日の翌日が属する月の前月までとする。

育児休業等の期間と産休期間が重複する場合は、産休期間中の保険料免除が優先される。そのため、育児休業等から引き続いて産休を取得した場合は、産休を開始した日の前日を育児休業等の終了日とする。この場合、育児休業等の終了時の届出は不要。

3. 産休取得者の確認通知について

日本年金機構等は、申出書により被保険者が産休取得者であると確認したときは、その旨を事業主等に通知する。

4. 産休期間の変更または終了に係る届出について

事業主等は、1の申出に係る事項に変更があったとき、または産休終了予定日の前日までに産休を終了したときは、速やかに、「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」または「船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届」を機構等に届け出る必要がある(電子申請により届け出る場合を含む)。

5. 例外的に保険料免除が終了した場合の通知について

日本年金機構等は、4の届出により産休取得者の産休期間の終了を確認したときは、その旨を事業主等に通知する。産休期間中に被保険者資格を喪失した場合は、終了に係る通知は不要。

【産休を終了した際の標準報酬月額の設定について】

1. 終了時改定の申出について

終了時改定の申出は、「健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬 月額変更届」または「船員保険・厚生年金保険産前産後休業終了時 報酬月額変更届」を被保険者が事業主等を経由して日本年金機構等に届出する(電子申請により届け出る場合を含む)。

2. 報酬月額の算定について

(1) 健康保険及び厚生年金保険の報酬月額

産休終了日の翌日が属する月以後3月間(支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)未満の月は除く)に受けた報酬総額をその期間の月数で割って得た額とする。

改定された標準報酬月額は、産休終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月(翌月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月)までの各月の標準報酬月額とする。

(2) 船員保険の報酬月額

産休終了日の翌日の報酬を基準として算定し、産休終了日の翌日が属する月の翌月（産休終了日の翌日が月の初日であるときは、その月）から標準報酬月額を改定する。

改定された標準報酬月額をその後の勤務時間その他の勤務条件の変更により改定する場合は、「船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（産前産後休業用）」を船舶所有者から提出することが必要。この場合の報酬月額の算定については、「勤務時間その他の勤務条件に変更のあった日」の報酬を基準として算定し、その変更のあった日が属する月の翌月（その変更のあった日が月の初日であるときは、その月）から改定する。

3. 標準報酬月額の改定の該当通知について

標準報酬月額の改定をしたときは、その旨を事業主等に通知する。

4. その他

産休終了日の翌日の属する月以後の3月間の支払基礎日数がいずれも17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）未満である場合等、上記以外に係る産休を終了した際の標準報酬月額改定の取扱いについては、定時決定における取扱いに準ずる。

◆ 出生数は約3万人減少、死亡数は約7万人増加 ～2021年人口動態統計(確定数)の概況～

厚生労働省は2022年9月16日、「2021年人口動態統計（確定数）の概況」を公表した。これによると、2021年の出生数は81万1,622人で、1899年の人口動態調査開始以来最少となった。前年より2万9,213人の減少となっている。出生率（人口千対）は6.6で前年の6.8より低下し、合計特殊出生率は1.30で前年の1.33より低下した。

一方で、死亡数は143万9,856人で、戦後最多となった。前年より6万7,101人の増加となっている。死亡率（人口千対）は11.7で前年の11.1より上昇した。死因別にみると、悪性新生物＜腫瘍＞による死亡総数に占める割合が26.5%で最も高くなっており、次いで、心疾患、老衰となっている。新型コロナウイルス感染症による死亡数は、1万6,766人（1.2%）となっている。

自然増減数（出生数－死亡数）は△62万8,234人で、前年より9万6,314人減少している。

婚姻件数、離婚件数は、ともに減少している。

◆ 「公的年金シミュレーター」プログラムのオープンソース化に向けた運用実験の参加企業を募集

厚生労働省は、民間事業者が運営するアプリ等のITサービスとの連携を進めるため、「公的年金シミュレーター」のプログラムを民間事業者に公開する運用実験を行うこととし、2022年9月15日から参加企業の募集を開始した（同年9月30日に締切り）。

「公的年金シミュレーター」は、厚生労働省が2022年4月25日に試験運用を開始したシステムで、①2020年年金改正法のわかりやすい周知、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化の「見える化」を目的としている。ねんきん定期便に記載されている2次元コードをスマートフォンで読み取り、将来の年金受給見込み額が簡単に試算できるようになっている。

実験参加企業は、厚生労働省からプログラムの提供を受け、運営するアプリ等のITサービスに組み込むかどうか検証を行う。その後、プログラムを組み込むに当たって生じた技術的課題について、厚生労働省に報告する。

なお、実験参加企業は、プログラムを一般公開するまでの間、「公的年金シミュレーター」のプログラム及びその二次著作物を商業利用することは禁止されている。また、運用実験にかかる費用については全て無償とし、厚生労働省による実験参加企業への技術的協力は行われない。

厚生労働省では、運用実験の結果を踏まえ、「公的年金シミュレーター」のプログラムの一般公開に向けた検討を行うこととしている。

◆ 日本年金機構、電子申請受付時に申請データの写しを返却するサービスを開始

日本年金機構では2022年9月20日から、利用者が電子申請を行った際、受付時に申請データの写しを返却するサービスを開始した。

このサービスにより、利用者は電子申請された内容やそのデータが確実に日本年金機構に届いていることを確認できるようになる。個人番号に関しては、マスキング処理が実施されている。

利用者による確認は下表の方法による。

<表> 申請データの写しが返却されたことを確認する方法

e-Gov から申請した場合	上部タブの「申請案件一覧」から確認
届書作成プログラムから申請した場合	起動メニュー画面の「届書の申請・申請状況の照会」から確認
マイナポータルから申請した場合	画面右上のメニューの「申請状況照会」から確認
労務管理ソフトから申請した場合	電子通知書の公文書等と同様の方法にて確認

対象となる届書

電子申請された下記届書（年金給付関係の届書を除く）

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
- 健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届
- 厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届 など

◆ 2022年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.7%

厚生労働省は2022年9月30日、2022年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2019年7月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5%増の77.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は846万月で、納付月数は658万月。

【2020年7月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.4%増の79.4%であった。納付対象月数は802万月で、納付月数は636万月。

【2021年7月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は77.7%であった。納付対象月数は800万月で、納付月数は622万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は88.2%となっている。